

「滋賀県立総合病院で使用する電気」に関する質問への回答書

NO.	質問内容	回答
1	入札時は入札書【留意事項】①に基づき税抜単価で応札することはできますが、契約時には税込単価となりますがよろしいでしょうか。	了承します。
2	入札説明書内訳書7 入札書等の作成(1)才に「内訳」とございますが、別紙様式1の入札書は予定数量と、単価を記載したそれぞれの年間金額記載する欄がございます。月ごとの内訳書の添付が必要でしょうか。(月ごとに算出した12ヶ月分の総合計金額と、入札書の総計は端数処理の関係で異なります)別途、内訳書の添付が必要な場合、指定の様式はございますか。	総合病院ホームページ「滋賀県立総合病院で使用する電気」の特定調達契約にかかる一般競争入札への質問に対する回答について質問回答③(滋賀県立総合病院で使用する電気)質問1にて回答しています。
3	上記質問に付随いたしますが、内訳書が必要な場合、入札書と内訳書は割印をする必要はございませんか。割印が必要な場合、割印方法にご指示はございますでしょうか。	割印は不要です。
4	供給開始時に契約電力変更はございませんでしょうか。減少の場合には送配電事業者へ承諾を得るため時間がかかります。現段階で減少の理由がある場合には現供給会社を通じて減少の申請していただくと幸いです。	変更ありません。
5	第6条(権利義務の譲渡等の禁止)下記文言の修正いただくことは可能でしょうか。乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または継承してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合、または債権のうち売掛債権に限り信用保証協会および中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対し譲渡する場合については、この限りでない。	協議します。
6	第11条(計量および検査) (前略)その結果について甲の指定する職員による検査を受けるものとする。 2 甲の指定する職員は、前項の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。と記載がございますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目的地に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 文面: 計量⇒検査⇒請求 実情: 計量⇒請求⇒内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。(検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます)とご承知しております。 また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。 と同時にこの流れについては予めご承知おきいただきたく存じます。	承知しました。
7	第27条2項(その他の事項) その他この契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。とございますが、『乙の電力需給約款を参照に』も追記願えますでしょうか。	協議します。
8	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書については廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客さまにはWEB上のシステムにて請求書を確認頂くこととなりますがご対応いただくことは難しいでしょうか。なお、WEB上の『お客様ページ』にてご確認いただける請求書及び内訳書は、郵送されるものと同一のものとなります。	未払い防止のため、毎回の請求に関してメール連絡させていただきますようお願いいたします。
9	契約期間中に、旧一般電気事業者が値上げをした場合、契約単価見直しについて協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議に応じます。
10	契約に至った場合、燃料費等調整単価につきましては管轄のみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)と同額を申し受けますが、2024年4月1日改定時の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。 ※契約書への追記や別紙、覚書によるご対応を想定しております。	月々の燃料費等調整単価の適用をお願いします。